建設経済常任委員会委員長報告

去る3月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和4年3月3日(木)
- 2 場 所委員会室 2
- 3 出席委員 湯沢美恵、今関公美、諏訪善一良、島野和夫黒澤健一、滝瀬光一
- 4 審査結果

「議案第11号」北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第15号」北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第11号」について

- (1) 「出動手当については出動1日につき8,000円に改正されるが、職務の従事が深夜0時を過ぎた時はどうなるのか」と質疑したところ、「日額報酬としているため、深夜0時を過ぎた場合は2日分支給します。報酬額は1日当たり4時間以上職務に従事すれば8,000円、4時間未満であれば4,000円となります」との答弁がありました。
 - (2)「令和4年8月28日に大規模な災害を想定し、九都県市合同防災訓練

を北本市で開催される予定だが、この訓練に参加した場合も改正後の規定による報酬が支払われるのか」と質疑したところ、「九都県市合同防災訓練に参加した場合は、訓練報酬を支給する予定です」との答弁がありました。 本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第15号」について

- (1)「今回の一部改正により北本市で影響する部分と箇所について」質疑したところ、「北本自然観察公園駐車場の北側斜面の一部及び天神下公園の南東部の斜面が土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)、荒川河川区域、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地及び北本自然観察公園が浸水想定区域の想定浸水深3メートル以上の区域(通称イエローゾーン)に定められ、条例改正に基づき開発の規制がかかります」との答弁がありました。
- (2) 「一般国道17号に面した土地において立地基準を北本市都市計画マスタープランに改訂した主な理由について」質疑したところ、「中丸8丁目区間については沿道サービス地域として位置付けがありませんでしたが、今回の一部改正において国道17号沿線全てに立地基準が適用されるようになり開発行為の適用対象が広がります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和4年3月15日

建設経済常任委員会委員長 滝 瀬 光 一

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様